

○国土交通省令第五十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第四十八条第一項、第五十四条第四項（同法第七十一条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十一条の三及び第九十四条の十、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二十七条第三項（同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）並びに貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十七条第四項（同法第三十五条第六項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自動車点検基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月二十七日

国土交通大臣 石井 啓一

自動車点検基準等の一部を改正する省令

（自動車点検基準の一部改正）

第一条 自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。



改正後

別表第3 (事業用自動車等の定期点検基準) (第二条、第五条関係)

点検時期 点検箇所	3 月 ごと	12 月 ごと [3 月ごとの点検に次の点検を加えたもの]
(略)	(略)	(略)
車枠及び車体	1 非常口の扉の機能 2 緩み及び損傷 (※3) 3 スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷 (※3) 4 スペアタイヤの取付状態 (※3) 5 ツールボックスの取付部の緩み及び損傷	
(略)	(略)	(略)

(注) (略)

改正前

別表第3 (事業用自動車等の定期点検基準) (第二条関係)

点検時期 点検箇所	3 月 ごと	12 月 ごと [3 月ごとの点検に次の点検を加えたもの]
(略)	(略)	(略)
車枠及び車体	1 非常口の扉の機能 2 緩み及び損傷	
(略)	(略)	(略)

(注) (略)

別表第4 (被<sup>けん</sup>牽引自動車)の定期点検基準) (第二条、第五条関係)

点検時期 点検箇所	3月ごと	12月ごと 〔3月ごとの点検に次の点検を加えたもの〕
(略)	(略)	(略)
車枠及び車体	1 緩み及び損傷 (※2) 2 スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷 (※2) 3 スペアタイヤの取付状態 (※2) 4 ツールボックスの取付部の緩み及び損傷	
(略)	(略)	(略)

(注) (略)

別表第4 (被<sup>けん</sup>牽引自動車)の定期点検基準) (第二条関係)

点検時期 点検箇所	3月ごと	12月ごと 〔3月ごとの点検に次の点検を加えたもの〕
(略)	(略)	(略)
車枠及び車体	緩み及び損傷	
(略)	(略)	(略)

(注) (略)

(道路運送車両法施行規則の一部改正)

第二条 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p>(財務諸表等の備付け及び閲覧等)</p> <p>第三十六条の九 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(自動車分解整備事業者の遵守事項)</p> <p>第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。</p> <p>三〇五 (略)</p> <p>六 整備主任者であつて次に掲げるものに運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修を受けさせること。</p> <p>イ 整備主任者として新たに届け出た者</p> <p>ロ 最後に当該研修を受けた日の属する年度の末日を経過した者</p>	<p>(財務諸表等の備付け及び閲覧等)</p> <p>第三十六条の九 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第四十九条の二第二項において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(自動車分解整備事業者の遵守事項)</p> <p>第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付すること。</p> <p>三〇五 (略)</p> <p>六 運輸監理部長又は運輸支局長から整備主任者に対し研修を行う旨の通知を受けたときは、整備主任者に当該研修を受けさせること。</p>

2 · 3 七 · 八  
(略) (略)

2 · 3 七 · 八  
(略) (略)



(旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正)

第三条 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	<p>(乗務員台帳及び乗務員証)</p> <p>第三十七条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに、第一号から第九号までに掲げる事項を記載し、かつ、第十号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の乗務員台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車(タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)第十三条の規定により運転者証を表示しなければならないものを除く。)に運転者を乗務させるときは、次の事項を記載し、かつ、<u>第一項第十号</u>に掲げる写真を貼り付けた当該運転者に係る一定の様式の乗務員証を携行させなければならぬ。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(整備管理者の研修)</p> <p>第四十六条 旅客自動車運送事業者は、道路運送車両法第五十条第一項の規定により選任した整備管理者であつて次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。</p> <p>一 整備管理者として新たに選任した者</p> <p>二 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者</p>
改正前	<p>(乗務員台帳及び乗務員証)</p> <p>第三十七条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに、第一号から第九号までに掲げる事項を記載し、かつ、第十号に掲げる写真をはり付けた一定の様式の乗務員台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車(タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)第十三条の規定により運転者証を表示しなければならないものを除く。)に運転者を乗務させるときは、次の事項を記載し、かつ、<u>第一項第九号</u>に掲げる写真をはり付けた当該運転者に係る一定の様式の乗務員証を携行させなければならぬ。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(整備管理者の研修)</p> <p>第四十六条 旅客自動車運送事業者は、地方運輸局長から道路運送車両法第五十条の規定により選任した整備管理者について研修を行う旨の通知を受けたときは、整備管理者に当該研修を受けさせなければならない。</p>



(指定自動車整備事業規則の一部改正)

第四条 指定自動車整備事業規則(昭和三十七年運輸省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。



改正後	<p>(自動車検査員の研修)</p> <p>第十四条 指定自動車整備事業者は、自動車検査員であつて次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。</p> <p>一 自動車検査員として新たに選任した者</p> <p>二 最後に当該研修を受けた日の属する年度の末日を経過した者</p>
改正前	<p>(自動車検査員の研修)</p> <p>第十四条 指定自動車整備事業者は、地方運輸局長から自動車検査員に対し研修を行なう旨の通知を受けたときは、自動車検査員に当該研修を受けさせなければならない。</p>

(貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正)

第五条 貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成二年運輸省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	<p>(整備管理者の研修)</p> <p>第十五条 貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法第五十条第一項の規定により選任した整備管理者であつて次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。</p> <p>一 整備管理者として新たに選任した者</p> <p>二 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者</p>
改正前	<p>(整備管理者の研修)</p> <p>第十五条 貨物自動車運送事業者は、地方運輸局長から道路運送車両法第五十条の規定により選任した整備管理者について研修を行う旨の通知を受けたときは、整備管理者に当該研修を受けさせなければならない。</p>

附 則

この省令は、平成三十年十月一日から施行する。